

●道の犯罪被害者等の相談窓口

北海道被害者相談室（犯罪被害者等総合相談窓口）

北海道では、公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンターが運営する「北海道被害者相談室」に相談業務を委託し、犯罪被害にあわれた方や、そのご家族・ご遺族からの様々な相談に対応するとともに、必要な情報を提供しています。

相談方法	曜日・窓口時間	電話番号
電話相談	月～金 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く)	011-232-8740 <small>はなしを</small>



FAX 相談：011-211-8151

メール相談：http://www.counseling.or.jp/contents/introduction/introduction_02.html

性暴力被害者支援センター北海道（性暴力被害者専門の相談窓口）

北海道及び札幌市が特定非営利活動法人ゆいネット北海道に委託し、「性暴力被害者支援センター北海道（通称SACRACH さくらこ）」を設置しています。性暴力被害にあわれた方の心身の早期回復を図るため、専門の女性相談員が相談に対応するとともに、連携病院での診察、協力病院・弁護士との紹介、付き添い支援等も行います。

相談方法	曜日・窓口時間	電話番号
電話相談	月～金 13:00～20:00 (祝日、年末年始を除く)	050-3786-0799 <small>サーナ ヤム な オン ナキョウキョウ</small>



◆交通事故、配偶者暴力、消費生活などの相談機関もございます。
詳しくは北海道のホームページ（下記のとおり）をご覧ください。

●警察の相談窓口

相談窓口（内容等）	曜日・窓口時間	電話番号
道警相談センター（各種）	毎日24時間	011-241-9110
性犯罪被害相談電話		#8103（ハートさん）
性犯罪被害110番		011-242-0310
暴力団相談電話		011-222-0200
少年相談110番（固定）	月～金 8:45～17:30	0120-677-110

●その他の性暴力被害者相談窓口

函館性暴力被害防止対策協議会	函館・道南SART（サート） 相談専用ダイヤル（性暴力被害）	月～金 10:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)	0138-85-8825
----------------	-----------------------------------	---------------------------------	--------------

●国等の犯罪被害者支援機関・団体

【検察庁被害者ホットライン】Tel・Fax			【道内の弁護士会】		
札幌地方検察庁	月～金 9:00～17:00	011-261-9370	札幌弁護士会	月～金 9:00～12:00	011-251-7730
函館地方検察庁		0138-41-1655	法律相談センター	13:00～16:00	
旭川地方検察庁		0166-51-6259	犯罪被害者 弁護ライン	(月) 10:30～12:30 (水) 17:00～19:00	011-251-7822
釧路地方検察庁		0154-41-6133	函館弁護士会	月～金 9:00～17:00	0138-41-0232
【法テラス（日本司法支援センター）】			旭川弁護士会	月～金 9:00～17:00	0166-51-9527
犯罪被害者支援 ダイヤル	月～金 9:00～21:00 (土) 9:00～17:00	0570-079714 <small>なくとないよ</small>	釧路弁護士会	月～金 9:00～17:00	0154-41-3444
札幌地方事務所	月～金 9:00～17:00	0503383-5555	【保護観察所（被害者専用電話）】		
函館地方事務所		0503383-5560	札幌保護観察所	月～金 8:30～17:15	011-261-9228
旭川地方事務所		0503383-5566	函館保護観察所		0138-24-2112
釧路地方事務所		0503383-5567	旭川保護観察所		0166-59-2068
		釧路保護観察所	0154-23-3207		

※「月～金」と記載されている場合は、祝日、年末年始を除きます。

●民間等被害者相談室

苫小牧地区被害者相談室	(木)	13:00～16:00	0144-37-7830
函館被害者相談室	(水)	10:00～15:00	0138-43-8740
北・ほっかいどう被害者相談室（旭川）	(月・火・木・金)	10:00～15:00	0166-24-1900
釧路被害者相談室	(火・金)	10:30～14:30	0154-24-6002
オホーツク被害者相談室（北見市子ども支援課）	(月～金)	8:45～17:30	0157-25-1137

※祝日、年末年始を除きます。

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL：011-204-5211（ダイヤルイン）FAX：011-232-4820
ホームページ http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/anzen-hp/hannzaihigaisyasien.htm

北海道犯罪被害者等支援条例



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュッとちゃん」

北海道では、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、安心して暮らすことができる道民生活の実現を目指して、「北海道犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

北海道では、これまで、犯罪被害者等基本法（平成16年12月制定）に基づき、平成19年3月に「北海道犯罪被害者等支援基本計画」を策定し、以降2度にわたる計画の見直しを経て、現在は、第三次の基本計画に基づき、犯罪の被害者やその家族の方々に対する支援施策を推進してきました。

今回、新たに条例を制定することで、これまでの取組をさらに充実させ、被害者の方々が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、再び平穏な生活を営むことができる北海道を目指すものです。

11月25日

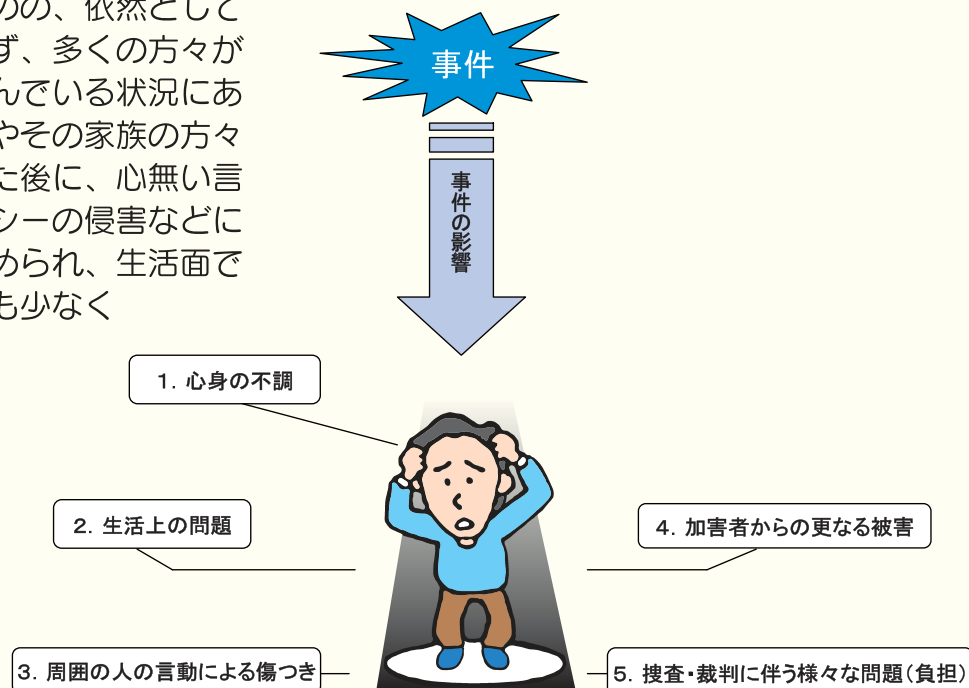
「北海道犯罪被害を考える日」

犯罪被害者等を社会全体で支え、安心して暮らすことができる道民生活の実現を目指すという、条例の趣旨を広く道民や事業者の皆様にご理解いただくため、国の「犯罪被害者週間」（11月25日～12月1日）の初日である11月25日を「北海道犯罪被害を考える日」と決めました。

犯罪被害者等支援とは？

犯罪の被害者やその家族の方々のおかれている立場

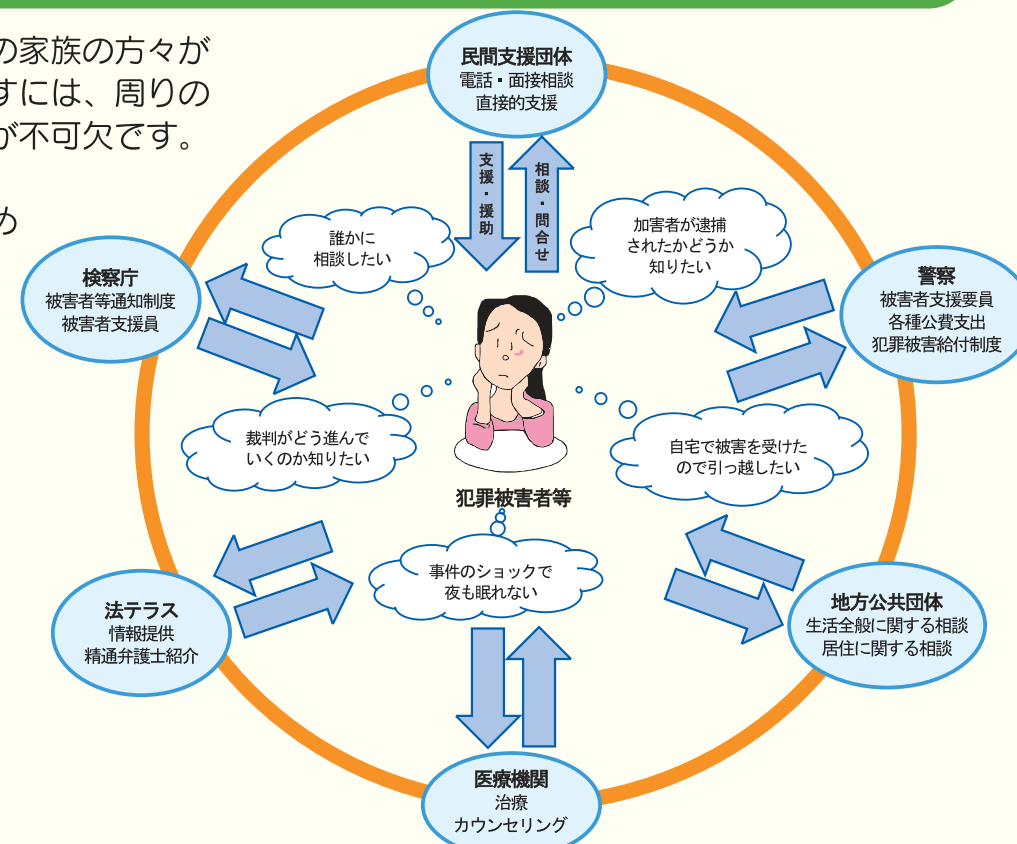
道内では、窃盗や傷害などの犯罪の認知件数は減少しているものの、依然として重大な犯罪は後を絶たず、多くの方々はその被害を受けて苦しんでいる状況にあります。犯罪の被害者やその家族の方々の中には、被害を受けた後に、心無い言動や無理解、プライバシーの侵害などによる二次被害にも苦しめられ、生活面での不安を感じている方も少なくありません。



内閣府：犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案 (2009) を元に作成

犯罪の被害者やその家族の方々への支援

犯罪の被害者やその家族の方々が生きていくには、周りの人々の理解と支えが不可欠です。社会全体で支える仕組みづくりが求められています。



内閣府：犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案 (2009) を元に作成

北海道犯罪被害者等支援条例について

基本理念

- 尊厳を尊重した支援
個人の尊厳にふさわしい処遇を保障されること
- 適切な支援
被害の状況等に応じた適切な支援が行われ、二次被害が生じないように配慮されること
- 途切れることのない支援
必要な支援を途切れることなく受けられること
- 連携による支援
国、道、市町村、民間団体等が相互に連携協力して推進されること

責務

＜道＞
犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し実施

＜道民＞
○ 犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性の理解
○ 二次被害への配慮
○ 犯罪被害者等支援に関する施策への協力

＜事業者＞
○ 犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性の理解
○ 事業活動を行うに当たって二次被害への配慮
○ 従業員に対する必要な支援

＜民間支援団体＞
○ 専門的知識及び経験を活用した支援の推進
○ 犯罪被害者等支援に関する施策への協力

基本的施策

犯罪被害者やその家族の方々への早期の回復や軽減を図り、平穏な生活を営めるよう、次の支援をはじめ必要な施策を進めていきます。

● 相談及び情報の提供等

- ・ 各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。
- ・ 専門的知識又は技能を有する者を紹介する等必要な施策を行います。

● 日常生活及び社会生活の支援

- ・ 早期に平穏な日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、一時的な利用に供する住居の提供その他必要な施策を行います。

● 安全の確保

- ・ 更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他必要な施策を行います。

※このほか、基本計画の策定、推進体制の整備、道民及び事業者の理解の増進、道民の意見の把握等及び財政上の措置の規定があります。